

一般制限区域(170号)／金剛・和泉葛城山系区域

路線型表示制限区域(国道170号沿線)と、面型表示制限区域(国道170号以南)の両方の規制がかかる区域です。双方の基準を満たす必要があります。

形式		自家用以外の広告物			自家用広告物
		道路からの距離			道路からの距離
		100m未満	100 m 以上 200m未満	200 m 以上 500m未満	500m未満
屋上広告物	たて	掲出不可	建物の高さの1/3以内		同左
	よこ		建物の幅の範囲内		
壁面広告物	たて		建物の高さの範囲内		同左
	よこ		建物の幅の範囲内		
その他の広告物等	表示面積		7 m ² 以内		大きさ・高さの規定なし
	地上からの高さ		5m以内 (広告塔は15m以内)		

※その他の広告物には、耐火構造建築物以外の建築物に表示された広告物を含む。